

さ情審査答申第128号
平成28年8月29日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年10月28日付けで貴職から受けた諮問第402号から諮問第404号の各異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

なお、これらの事案については、同一の異議申立人による類似性及び実質関連性が認められる事案であることから、併合して審査しました。

- 1 諮問第402号「平成27年2月12日付け保福福第3276号行政情報開示決定通知書」の決裁書類一式・上記決定通知書の「差替え前」のもの（以下「本件対象行政情報①」という。）の不開示決定（以下「本件処分①」という。）に対する異議申立て
- 2 諮問第403号「平成27年2月12日付け保福福第3276号行政情報開示決定通知書」の決裁書類一式・上記決定通知書の「差替え後」のもの（以下「本件対象行政情報②」という。）の不開示決定（以下「本件処分②」という。）に対する異議申立て
- 3 諮問第404号「平成26年保福福第2209号平成26年10月10日付福祉総務課長・子育て支援課長から私請求者宛回答書・添付して送付された添付資料の全て」（以下「本件対象行政情報③」という。）の不開示決定（以下「本件処分③」という。）に対する異議申立て

第1 審査会の結論

諮問第402号から諮問第404号の異議申立てに係る、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分①から③はいずれも妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象

行政情報①から③についての開示請求に対し、実施機関が行った本件処分①から③を取り消し、全部開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 条例第10条は、行政機関の保管する情報の公開に関する法律第8条の引き写しで、いずれも、「存否応答拒否」を規定している。その趣旨は、「行政情報の有無（存否）を答えること自体によって、不開示情報が保護する利益が侵害される場合には行政情報の有無（存否）を答えない」とするものです。

「開示しない理由」の意味が、私請求者には、全く理解できません。

- (2) 「本市所管課（福祉総務課）が、特定の個人（私）に対し行政情報一部開示決定通知書を交付したとの記載を別紙に含む本件開示請求に対しては、当該行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、本市（さいたま市）が特定の個人（私）に対し、行政情報一部開示決定通知書を交付したという不開示情報を開示することになり、個人（私）の正当な権利利益を侵害するため」との事。これ何を言っているのですか？福祉総務課の皆様は、意味分かりますか？実施機関さいたま市長は理解できますか？

- (3) 本件対象行政情報①及び②について

不開示情報ではありません。既に別添の（再請求）行政情報開示請求書、行政情報開示決定通知書（差替え前・差替え後）（保福福第3276号 平成27年2月12日）は、平成27年2月12日付通知され私に開示の実施がされていたが、2月19日に副参事・主査が突然拙宅に来て、「間違った」として差替えたのです。

- (4) 本件対象行政情報③について

私が、条例（法律）の趣旨により、権利として行政情報の開示を請求しています。この行政情報開示決定通知書（保福福第3276号 平成27年2月12日）の開示は既に行われたので、その「決定通知書の決裁書類一式」を開示請求したのです。私請求者が請求している事項について請求どおりに回答することが何故私請求者の権利を侵害することになりますか？

- (5) 「行政情報の開示請求においては、同一の請求内容に対しては、請求者が誰で有るかに関わらず同一の情報を開示するものである。」とあるが、同一の請求内容について私申立人が既に請求したこともなく、他の請求者（第3者）が請求しその個人情報の開示について意見を求められたこ

- とはない。
- (6) 「条例には、特定の事実、予定等を探索する目的をもって開示請求された場合「存否応答拒否」となる旨、規定されている。」とするが、条例上にそんな条文は存在しない。
 - (7) 開示請求は、請求者が特定の目的をもって行うのであって、趣味や道楽で行うのでは決してない。条例の目的は「市民の知る権利を保障するために、行政情報の開示を求める市民の権利を明らかにするとともに——市の諸活動を市民に説明する責務の全うと——」と宣言している。私申立人は「社会保障と税の一体改革」条項を消し去りトンでもない出鱈目を二度と繰り返さないよう求め、併せさいたま市の情報公開制度の充実・発展を希求し請求を行った。この文書が、何故誤って？意図して？書かれたか、誰が決裁したか？されていないか？私の自宅にまで来て差し替えたのか？その差し替えを急いだため、申立人は自宅のコピー機で写しとった。隠蔽するためか？犯罪の疑いがあると私申立人が指摘したからか？信じがたい事態であり、決裁権者・副参事・市長公印を押してあったから文書取扱責任者は釈明すべきである。
 - (8) 「特定の個人に対しては——不開示情報を開示することになり、個人の正当な権利利益を侵害する」とは何ですか？この「特定の個人に対し」とは、「私申立人に対し」となり、「私申立人という個人の権利利益を侵害する」となるが日本語になっていないのである。私の個人情報をも第三者に開示するときは、本人私に意見書の提出の機会の付与等条例第16条当に規定するところです。
 - (9) 本件の場合も、他の場合も、仮に「個人の権利を害する」と判断するときなど、必要な場合には、条例第8条の規定により部分開示を行えば済む話だ。存否応答拒否などと何を考えて行ったか？弁明すべきである。
 - (10) 私申立人は、市長への提案制度と情報公開制度を活用し、それぞれの充実・発展を願い行政を正すため提案・公開請求を1年5月余行って来ました。両制度とも双方向で情報を共有し、市民と市政を繋ぐ市民参加・開かれた市政の実現のため重要なものと認識しています。
 - (11) 404号に関する請求・異議申立等は、市長への提案で回答を求めたもので、平成26年10月10日付保福福第2209号で私申立人宛に回答が市長からのものでなく、福祉総務課長・子育て支援課長からあったものです。決して、情報公開請求に対し行ったものでもなく、同一目的により、同一の制度により、開示されたものでもない。まして「同一内容に対して」開示されたものでもない。既に、両課長より回答のあった文書で既に私申立人に開示され、他の場でも説明（回答）があったもの

である。

- (12) 「行政情報開示請求においては、同一の請求内容に対しては——」とあるが、同一の請求内容について私申立人が既に請求したこともなく、他の請求者（第3者）が請求しその個人情報の開示について意見を求められたこともない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

1 本件処分①及び②について

- (1) 平成26年4月の消費税の引上げに伴い、低所得者及び子育て世帯の負担を緩和するため臨時的な措置として国が実施する臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の給付事業について、本市では、福祉総務課及び子育て支援課が所管となり、広報、申請受付、審査等の支給事務を行っていたところである。
- (2) 平成27年7月21日付けの行政情報開示請求2件（以下「本件請求①②」という。）において、平成27年8月4日付けで存否応答拒否により不開示決定とした。
- (3) この決定に対し、申立人より、本件請求①②の内容は、請求者が請求者本人の情報を請求しているため、存否応答拒否による不開示情報にはあらず、開示すべきであるとする異議申立てが出された。申立人は、「開示請求に係る行政情報の名称又は内容」として、本件請求①において、「差替え前の別添」と記載し、本件請求②において「差替え後の別添」と記載を行ったが、この「別添」に個人情報である特定個人（請求者本人）の氏名が含まれていた。

2 本件処分③について

- (1) 平成27年7月28日付けの行政情報開示請求（以下「本件請求③」という。）において、平成27年8月11日付けで存否応答拒否として不開示決定した。
- (2) この決定に対し、申立人より、本件請求③の内容は、請求者が請求者本人の情報を請求しているため、存否応答拒否による不開示情報にはあらず、開示すべきであるとする異議申立てが出された。申立人は本件請求③において、「開示請求に係る行政情報の名称又は内容」欄に申立人本人の氏名を記載している。

3 本件処分①から③についての共通の理由について

- (1) 条例第10条では、個人情報「開示請求に係る行政情報の名称又は内容」に含まれる場合、特定の事実、予定等を探索する目的をもって、

行政情報の有無と開示請求に含まれる情報が結合されることにより当該目的が達成されるように開示請求された場合は、「存否応答拒否」となる旨、規定されている。

- (2) また、行政情報開示請求においては、同一の請求内容に対しては、請求者が誰であるかに関わらず同一の情報を開示するものである。そのため、請求者自身の情報であっても、条例第7条第2号により不開示とすべき情報となる。
- (3) そのため、請求者が申立人本人であっても、特定の個人に対し文書を送付したとの記載内容を含む本件請求①から③に対しては、「当該行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、本市が特定の個人に対し、回答書を送付したという不開示情報を開示することになり、個人の正当な権利利益を侵害する」という理由により存否を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。
- (4) なお、請求者本人の情報であれば、行政情報開示請求ではなく、個人情報開示請求書を提出するように案内しており、その旨については、以前に行われた複数の行政情報開示請求において、本件と同様、個人情報開示請求が「開示請求に係る行政情報の名称又は内容」の記載に含まれることによって不開示決定を行った際にも、申立人に伝えていたところである。

第4 審査会の判断の理由

1 異議申立人の求める情報について

異議申立人は、本件請求①から③において、いずれも、申立人本人という個人を特定する行政情報の開示を求めている。

2 条例第7条2号及び条例第10条について

- (1) 条例第7条第2号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として定めているところ、本件請求①から③はいずれも、申立人本人の氏名を含んでおり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。
- (2) ところで、条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と定めている。

本件対象行政情報①から③は、前述のとおり、条例第7条第2号に該当する不開示情報であるため、当該行政情報の存否を明らかにするだけで、当該個人に関する情報を回答するのと同様の結果、すなわち、条例第7条第2号の不開示情報を開示するのと同様の結果を生じることとなる。

従って、本件請求①から③に関しては、本件対象行政情報の存否を明らかにしないで請求を拒否できると認められる。

3 情報公開制度における開示請求者について

また、申立人は、請求者が請求者本人の情報を請求していることから、実施機関が当該行政情報の存否を明らかにしないで不開示としたことに対し、自己の情報を自らに開示されることによって権利侵害等が生じるという理由が理解できず、開示すべきであると主張している。

しかし、行政情報開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、開示請求者本人から当該本人に関する情報の開示請求があった場合でも、開示請求者の属性や個人的な事情を問うことなく、開示・不開示等の判断を行うことになり、申立人の主張は失当である。

4 なお、異議申立人のその余の主張については本件処分の当否に直接関係するものでなく、また、上記審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

5 以上の次第であるから、本件異議申立てには理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年10月28日	諮問の受理
②	同 年 11月16日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 11月19日	審議
④	同 年 12月 8日	異議申立人から意見書を受理
⑤	同 年 12月17日	審議
⑥	平成28年 1月21日	異議申立人からの意見陳述及び審議
⑦	同 年 2月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑧	同 年 6月16日	審議
⑨	同 年 8月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)